

平成26年 第13回

仙北市農業委員会総会議事録

平成26年10月9日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成26年10月9日(木) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (23人)

1番 藤村紀章 2番 佐藤和

3番 野中秀人 4番 三浦猛

5番 糸井淳 8番 大山久雄

9番 鈴木八寿男 10番 藤川栄

12番 青柳良成 13番 真崎純孝

14番 高橋政敏 15番 門脇博美

16番 山手善美 17番 石郷岡勇一

18番 千葉惣永 19番 佐藤善栄

20番 藤原由悦 21番 田村博美

22番 山本實 23番 佐藤孝典

25番 辻均 26番 沢山純一

27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (4人)

6番 倉橋重基 7番 新山昌樹

11番 黒澤龍己 24番 藤村隆清

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について
- (2) 平成26年度水稲作況調査結果について
- (3) 農業委員活動整理カードについて

2. 議 事

- (1) 議案第37号
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第38号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用調整計画に対する意見決定について
- (3) 議案第39号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用調整計画に対する意見決定について
- (4) 議案第40号
現況非農地証明願に対する可否決定について
- (5) その他)

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 村 一 栄 参 事 伊 藤 一 彦
局長補佐 門 脇 益 美 主 事 高 橋 直 人

7. 書 記

局長補佐 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

8 番 大 山 久 雄

9 番 鈴 木 八 寿 男

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成26年第13回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 農作業も片付いたという方が多数だと思います。皆さんの作柄はいかがでしょう。いろいろと意見が聞こえてきます。今年的大幅の米価の下落に対して先月農業委員会からのお知らせということで出してもらって良かったという声が聞こえます。農協さんの方から最新の情報等もお待ちしております。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席委員は4名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に8番大山委員、9番鈴木委員兩名を指名します。会議書記には門脇補佐を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤村局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時7分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

伊藤参事 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。届出が5件あり、全て受理した旨をご報告します。詳細については資料に記載のとおりでございます。報告2、農地の転用事実に関する照会書でございます。申請人は角館町菌田地区の〇〇さん。不動産の所在が角館町菌田地区の田が3筆、畑が1筆の計4筆でございます。変更後の地目が宅地ということで届出が出ており、調査し回答しております。

藤村局長 報告3、仙北市農業委員会作況調査集計結果表についてでございます。各地区2カ所ずつ調査致しまして、昨年度と比較しまして反収が下がった地区が2カ所で若干でも上がった地区が4カ所となっております。別紙には検討会について記載しております。ご確認下さい。以上です。

議長 報告が終わりました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは議事に入ります。議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇補佐 議案第37号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定にり、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成26年10月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

門脇補佐 議案第37号について説明します。整理番号1番。農地の所在が田沢湖生保内地区。地目が登記簿現況共に田。面積が431㎡。合計1筆。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が田沢湖生保内地区の〇〇さん。譲受人が同じく田沢湖生保内地区の〇〇さん。申請事由は譲渡人が贈与で譲受人が規模拡大です。続きまして整理番号2番。農地の所在が田沢湖神代地区。地目が登記簿現況共に田。面積が1,535㎡。合計1筆。

3条有無移転の案件でございます。譲渡人が田沢湖神代地区の〇〇さん。譲受人が田沢湖神代地区の〇〇さん。申請事由は譲渡人が持分1/2贈与で譲受人が経営規模の拡大。続いて整理番号3番。農地の所在が西木町上荒井地区。地目が田が32筆、畑が1筆の合計33筆。面積が36,896㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が西木町上荒井地区の〇〇さん。譲受人が同じく西木町上荒井地区の〇〇さん。申請事由は譲渡人が生前一括贈与で譲受人が受贈与となっております。続いて整理番号4番。農地の所在が西木町西荒井地区。地目が登記簿現況共に田。面積は170㎡。合計は1筆。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が西木町西荒井地区の〇〇さん。譲受人が田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん。申請事由は譲渡人が相手方の要望で譲受人が経営規模の拡大でございます。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり700,000円の総額119,000円となっております。資金は自己資金によるものです。続きまして整理番号5番、農地の所在が角館町西長野地区。地目が登記簿現況共に田。面積は72㎡。合計は1筆。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が角館町西長野地区の〇〇さん。譲受人が角館町西長野地区の〇〇さん。申請事由は譲渡人が相手方の要望で譲受人が経営規模の拡大でございます。受入世帯の稼働人員は3人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買価格が10a当たり300,000円の総額21,600円となっております。資金は自己資金によるものです。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については6番倉橋委員が担当ですが、欠席しておりますので提出された議案を参考に審議していただきたいと思っております。

議長 次に、整理番号2番については14番高橋委員よりお願いします。

14番高橋 《整理番号2番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号3番については7番新山委員が担当ですが、欠席しておりますので提出された議案を参考に審議していただきたいと思います。

議長 次に、整理番号4番については2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《整理番号4番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号5番については9番鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 《整理番号5番について、農地法第3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第37号につきましては許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第37号については許可することにご異議ございませんか。決定します。(9時18分)

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 説明いたします。整理番号1番。土地の所在が西木町小山田地区の計1筆。地目が田で面積が413㎡。譲渡人は西木町小山田地区の〇〇さん。譲受人は同じく西木町小山田地区の〇〇さんです。転用目的は一般住宅の新築のための宅地への所有権移転となります。続きまして整理番号2番。土地の所在が角館町上野地区の計6筆。譲渡人は角館町上野地区の〇〇さん。譲受人は本社が秋田市の某株式会社です。地目が畑で面積が

1,368.05㎡。転用目的が露天駐車場の所有権移転となります。続いて整理番号3番。土地の所在が角館町小勝田地区の計1筆。地目が畑で面積が359㎡。転用目的は一般住宅の新築のための宅地への所有権移転となります。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告に入ります。整理番号1番について21番田村委員よりお願いします。

21番田村 《整理番号1番について、農地法第5条調書に基づき現地確認報告》

議長 続きまして整理番号2番と3番について21番佐藤委員よりお願いします。

23番佐藤 《整理番号1番と2番について、農地法第5条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第38号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第38号については許可することにご異議ございませんか。決定します。(9時35分)

議長 次に、議案第39号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

高橋主事 議案第39号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成26年10月9日提出。

仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

高橋主事

内容について説明します。所有権移転の案件についてです。整理番号1号、農地の所在が田沢湖生保内地区の8筆。地目が登記簿現況共に田で面積が5,760㎡。所有権を移転する方が田沢湖生保内地区の〇〇さん。移転を受けるのは公益社団法人秋田県農業公社です。利用目的は田で1反歩あたり30万円で総額176万円でございます。資金は自己資金です。公社の分割型(10年間)を利用し、10年後に買受予定者の〇〇さんへ所有権移転されるということになります。続きまして整理番号2番、農地の所在が田沢湖生保内地区の20筆。(地目は田が13筆、畑が7筆)面積が計18,076㎡。所有権移転をする方が田沢湖地区の〇〇さん。移転を受けるのが公益社団法人秋田県農業公社です。利用目的は田と畑。1反歩あたり20万円で総額3,666,200円です。資金は自己資金です。こちらにも公社の分割型(8年間)を利用し、8年後に買受予定者の〇〇さんへ所有権移転されることになります。続いて整理番号3番、農地の所在が田沢湖神代地区の1筆で地目が登記簿現況共に田で面積が832㎡。所有権移転をする方が田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん。移転を受ける方が同じく田沢湖角館東前郷地区の〇〇さんです。利用目的は田。1反歩あたり50万円で総額416,000円です。資金は自己資金です。続きまして整理番号4番、農地の所在が西木町小山田地区の1筆で地目が登記簿現況共に田で面積が358㎡。所有権移転をする方が角館町山谷川崎地区の〇〇さん。移転を受ける方が同じく角館山谷川崎地区の〇〇さんです。利用目的は田。1反歩あたり35万円で総額125,300円です。資金は自己資金です。続きまして整理番号5番、農地の所在が角館町山谷川崎地区の1筆で地目が登記簿現況共に田で面積が5

91㎡。所有権移転をする方が角館町山谷川崎地区の〇〇さん。移転を受ける方が同じく角館山谷川崎地区の〇〇さんです。利用目的は田。1反歩あたり423,000円で総額25万円です。資金は自己資金です。続きまして整理番号6番、農地の所在が西木町上荒井地区の3筆で地目が登記簿現況共に田で面積が2,996㎡。所有権移転をする方が青森県在住の〇〇さん。移転を受ける方が同じく西木町上荒井地区の〇〇さんです。利用目的は田。1反歩あたり30万円で総額898,800円です。資金は自己資金です。次に利用権設定の案件についてです。整理番号7番、農地の所在が田沢湖梅沢地区の5筆。地目が登記簿現況共に田。面積が計6,217㎡。利用権を設定するのは角館小勝田地区の〇〇さん。受けるのは田沢湖岡崎地区の〇〇さん。利用目的は水田として。期間が5年間。続きまして整理番号8番。農地の所在が角館町山谷川崎地区の1筆。地目が登記簿現況共に田。面積が1,722㎡。利用権を設定するのは角館町山谷川崎地区の〇〇さん。受けるのは同じく角館町山谷川崎地区の〇〇さんです。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料が10a当たり10,000円の年額17,220円となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が西木町桧木内地区の5筆。地目が登記簿現況共に田で面積が計6,516㎡。利用権を設定するのは西木町桧木内地区の〇〇。受けるのが西木町門屋地区の〇〇。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料が10a当たり高屋地区14,000円、中山地区5,000円の年額あわせて51,291円となっております。整理番号10番につきましては、利用権再設定の案件となっております。利用調整会議でも受け手、賃借料等問題無いと審議されましたので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

17番石郷岡 議長。

議長 どうぞ。

17番石郷岡 公社の分割案件ですが分割で支払っている間、市の固定資産税は誰が支払うのかお尋ねします。

高橋主事 秋田県農業公社の方で負担致します。

議長 他にありませんか。

12番青柳 議長。

議長 どうぞ。

12番青柳 公社の分割案件で年間どれくらいの利息が付くのですか。

高橋主事 利息というものはありませんが、毎年引き落とされる金額とは別に1年目に売却金額の1%+15,000円を支払うこととなります。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第39号についてはこのとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第39号についてはこのとおり策定することに決定します。(9時53分)

議長 次に、議案第40号、現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤参事 議案第40号、現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求める。平成26年10月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

伊藤参事 内容について説明します。整理番号1番、土地の所在が田沢湖田沢地区の1筆。登記簿地目畑、現況地目が原野。面積が2,630㎡。土地所有者は田沢湖田沢地区の〇〇さんです。非農地の事由は昭和55年頃から耕作放棄し原野化している状況です。続いて整理番号2番、土地の所在が田沢湖田沢地区の1筆。登記簿地目畑、現況地目が原野。面積が1,819㎡。土地所有者は田沢湖田沢地区の〇〇さんです。非農地の事由は昭和55年頃から耕作放棄し原野かしている状況です。案内図と写真を見ていただければ荒れていることがよく分かりますと思います以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を1番、2番については私が説明致します。

議長 これは鎧畑ダムへ行く手前の生コンがある所です。非常に山に囲われた農地としては見にくく、水もないため荒れ放題となっています。他にさしあたりがないので非農地と認定した方がよろしいのではないかと思います。よろしく申し上げます。以上です

議長 ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第40号については非農地と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第40号につきましては非農地と認めることに決定します。(9時57分)

議長 これで予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告等ありましたらお願いします。共済組合からの報告はありますか。

4番佐藤 ありません。

議長 次に、農協からの報告はありませんか。

10番草薨 米価の下落に伴う対策ということで試験対応でいち早く県の方で無利子無担保の資金を出すということが発表されましたので当おぼこでもそれに準じた稲作経営安定緊急対策資金という無利子無担保で今年の下落に伴う精算に対応していただくということで個人500万法人2,000万で3年以内の貸付を致します。金利は1.65%となっておりますが県と融資機関が負担を致しますので生産者は負担はありません。円滑化事業の賃借料についても双方がの農協の営農センターにきていただければ見直しは可能でございます。

議長 ありがとうございます。土地改良区からの報告はありませんか。

17番石郷岡 ありません。

議長 次に、協議に入ります。事務局より協議事項の説明をお願いします。

伊藤参事 協議事項1 第58回秋田県農業委員大会（案）

議長 協議事項1について、このような日程で進めたいと思いますが、ご意見等ございませんか。

『無し』の声

（閉会）

議長 以上をもちまして平成27年第13回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（10時22分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成26年 月 日

議長

署名員 8番

署名員 9番
